

# 有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点

- これまで、有価証券報告書(以下「有報」という。)を定時株主総会前に提出する場合、その記載事項のうち、定時株主総会又は取締役会で決議する予定の事項について、その旨及びその概要を記載することとされていた。
- 今般、会社の開示負担を軽減し、総会前開示を促進する観点から、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)(以下「開示府令」という。)を改正し、**当該決議事項の概要等(自己株式の取得及び剰余金の配当に関するものを除く。)**の記載を原則不要とした(2026年2月公布・施行<sup>(注)</sup>)。
- 上記改正を踏まえて、総会前開示を行う場合には、以下の事項に留意されたい。

## 1. 総会前開示を行う場合に有報への記載が必要と考えられる事項

- a. 自己株式の取得等の状況
- b. 主要な経営指標等の推移
- c. 配当政策
- d. 配当に関する注記事項(株主資本等変動計算書関係)

## 2. 総会前開示に関するQ&A

- a. 有報に添付する計算書類及び事業報告について
- b. 決議が修正・否決された場合について
- c. 役員の変動に関する開示について
- d. 取締役会における有報の決議要否について
- e. 役員の業績連動給与の損金算入について

(注)「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果について  
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260220/20260220.html>)

# 1-a.自己株式の取得等の状況

開示府令 第三号様式

第4【提出会社の状況】

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

4. 配当に関する事項

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会( 年 月 日)での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 ( 年 月 日～ 年 月 日)		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

**決議する予定の自己株式の取得について記載**

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 (省略)

- ✓ 「自己株式の取得等の状況」においては、「株式の種類等」として、自己株式の取得の事由及び当該取得に係る株式の種類、「株主総会での決議状況」として自己株式の取得に係る決議の状況(決議された日付、取得期間、株式の総数、価額の総額、その他の事項を決議した場合はその内容)が記載事項とされている。したがって、自己株式の取得に関する事項が、有報提出後に開催される株主総会の決議事項となっている場合には、決議する予定の自己株式の取得に係るこれらの情報を記載することが考えられる(取締役会決議による取得の状況についても同様)。

# 1-b. 主要な経営指標等の推移

## 総会後に開示<23年3月期>

### 第一部【企業情報】

#### 第1【企業の概況】

##### 1【主要な経営指標等の推移】

- (1) (略)  
(2) 提出会社の経営指標等

回次	第142期	第143期	第144期	第145期	第146期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	822,515	845,356	829,065	893,933	799,346
経常利益 (百万円)	134,743	167,412	180,800	201,241	265,224
当期純利益 (百万円)	87,403	131,836	118,910	150,831	216,344
資本金 (百万円)	119,419	119,419	119,419	119,419	119,419
発行済株式総数 (千株)	427,806	416,662	416,662	416,662	404,824
純資産額 (百万円)	797,912	821,894	856,040	883,505	705,368
総資産額 (百万円)	1,108,751	1,156,255	1,199,772	1,299,322	1,342,714
1株当たり純資産額	382円40銭	394円47銭	411円19銭	424円18銭	347円92銭
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	200円00銭 (100円00銭)	220円00銭 (110円00銭)	250円00銭 (110円00銭)	400円00銭 (150円00銭)	500円00銭 (225円00銭)
1株当たり当期純利益金額	45円75銭	63円41銭	57円22銭	72円81銭	106円25銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	45円75銭	63円40銭	57円18銭	72円55銭	106円16銭
自己資本比率 (%)	71.8	70.9	71.2	67.8	52.3
自己資本利益率 (%)	11.7	16.3	14.2	17.4	27.3
株価収益率 (倍)	40.6	33.8	65.0	51.8	40.2
配当性向 (%)	87.4	69.4	87.4	110.2	94.1
従業員数 (人)	3,011	3,140	3,238	3,341	3,481
株主総利回り (%)	86.1	101.3	175.2	180.5	208.5
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(85.0)	(85.9)	(122.1)	(124.6)	(131.8)
最高株価 (円)	11,840	13,945	19,710	21,480	21,495
最低株価 (円)	7,982	8,751	9,694	15,860	14,185

- (注) 1. ・ 2. (略)  
3. 「1株当たり配当額」は、基準日が株式分割日(2023年4月1日)前のため、分割前の株式に対する額を記載しています。  
4. (略)

## 総会前に開示<24年3月期>

### 第一部【企業情報】

#### 第1【企業の概況】

##### 1【主要な経営指標等の推移】

- (1) (略)  
(2) 提出会社の経営指標等

出典：信越化学工業株式会社

回次	第143期	第144期	第145期	第146期	第147期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	845,356	829,065	893,933	799,346	730,352
経常利益 (百万円)	167,412	180,800	201,241	265,224	342,832
当期純利益 (百万円)	131,836	118,910	150,831	216,344	303,739
資本金 (百万円)	119,419	119,419	119,419	119,419	119,419
発行済株式総数 (千株)	416,662	416,662	416,662	404,824	2,001,691
純資産額 (百万円)	821,894	856,040	883,505	705,368	707,892
総資産額 (百万円)	1,156,255	1,199,772	1,299,322	1,342,714	1,462,097
1株当たり純資産額	394円47銭	411円19銭	424円18銭	347円92銭	352円41銭
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	220円00銭 (110円00銭)	250円00銭 (110円00銭)	400円00銭 (150円00銭)	500円00銭 (225円00銭)	100円00銭 (50円00銭)
1株当たり当期純利益金額	63円41銭	57円22銭	72円81銭	106円25銭	151円48銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	63円40銭	57円18銭	72円55銭	106円16銭	151円34銭
自己資本比率 (%)	70.9	71.2	67.8	52.3	48.1
自己資本利益率 (%)	16.3	14.2	17.4	27.3	43.2
株価収益率 (倍)	33.8	65.0	51.8	40.2	43.5
配当性向 (%)	69.4	87.4	110.2	94.1	66.0
従業員数 (人)	3,140	3,238	3,341	3,481	3,680
株主総利回り (%)	118.0	205.6	211.9	245.1	374.9
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(90.5)	(128.6)	(131.2)	(138.8)	(186.2)
最高株価 (円)	13,945	19,710	21,480	21,495	6,926
最低株価 (円)	8,751	9,694	15,860	14,185	3,797

- (注) 1. ・ 2. (略)  
3. 2024年3月期の1株当たり配当額100円00銭のうち、期末配当額50円00銭については、2024年6月27日開催予定の定時株主総会の決議事項になっています。  
4. (略)

✓ 「主要な経営指標等の推移」においては、最近5事業年度に係る1株当たり配当額が記載事項とされているため、当事業年度に係る配当額が確定していない場合には、決議する予定の配当額を記載し、その旨を注記。

# 1-c.配当政策

## 総会後に開示<23年3月期>

### 第4【提出会社の状況】

#### 3【配当政策】

当社は、当期の業績及び今後の事業展開における資金需要等を勘案し、必要な内部留保を確保しながら安定的な配当を継続するとともに、株主の皆様に対する利益還元策を適宜実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当による年1回を基本方針としており、株主総会にて決定しております。また、当社は2023年5月10日に公表した新中期経営計画において、重要施策の一つに「資本効率を意識した経営の強化」を掲げており、その一環として、株主還元の強化に取り組んでまいります。今後は、配当性向40%またはDOE 5%程度を目安にベースとなる配当は安定的に継続したうえで、業績や資金需要等を踏まえ、配当の上乗せや自己株式の取得を適宜実施いたします。

以上を踏まえ、当期の配当は、期末配当として1株当たり38円（配当性向：43.1%）とすることを決定しました。

また、2024年3月期の配当は、期末配当として1株当たり38円（配当性向：42.6%）を実施する予定です。さらに、新中期経営計画と併せて、取締役会にて自己株式の取得（上限300万株または40億円）及び消却を決議しております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2023年6月28日 定時株主総会決議	2,965	38.00

## 総会前に開示<24年3月期>

### 第4【提出会社の状況】

出典：日本ライフライン株式会社

#### 3【配当政策】

当社は、当期の業績及び今後の事業展開における資金需要等を勘案し、必要な内部留保を確保しながら配当性向40%またはDOE（株主資本配当率）5%のいずれか高い方を目安として安定的な配当を継続するとともに、株主の皆様に対する利益還元策を適宜実施していくことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当として年1回を基本方針としており、株主総会にて決定しております。

以上を踏まえ、当期の配当は、期末配当として1株当たり42円（配当性向：42.5%、DOE：5.6%）としました。

2024年3月期から2028年3月期までの中期経営計画期間中で配当と自己株式の取得を合わせて総額250億円程度の株主還元を目安としております。中期経営計画において公表したキャッシュ・アロケーションの方針に則り、財務健全性を確保しながら、成長投資と株主還元をバランスよく実施してまいります。

2025年3月期の配当は、期末配当として1株当たり46円（配当性向：40.5%、DOE：5.8%）を予定しております。さらに、2024年5月1日の取締役会にて自己株式の取得及び自己株式の公開買付け（上限5,500,100株）を決議しております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2024年6月26日 定時株主総会決議（予定）	3,154	42.00

- ✓ 「配当政策」においては、**配当に係る情報（決議年月日、配当金の総額、1株当たり配当額）**が注記事項とされているため、当事業年度に係る配当が確定していない場合には、**決議する予定の配当に係る情報を注記**。

# 1-d.配当に関する注記事項(株主資本等変動計算書関係)

## 総会後に開示<20年12月期>

### 第5【経理の状況】

#### 【注記事項】

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)

#### 4. 配当に関する事項

(1) (略)

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年 3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	992	36	2020年12月31日	2021年 3月31日

(注)2021年3月30日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金15百万円が含まれています。

## 総会前に開示<21年12月期>

### 第5【経理の状況】

出典：ローランド株式会社

#### 【注記事項】

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)

#### 4. 配当に関する事項

(1) (略)

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年3月30日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,929	69	2021年12月31日	2022年 3月31日

(注)配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金29百万円が含まれています。

✓ 「経理の状況」における配当に関する注記事項においては、**配当に係る情報(決議年月日、株式の種類等、配当原資等)**が記載事項とされているため、当事業年度に係る配当が確定していない場合には、**決議する予定の配当に係る情報を記載。**

# 総会前開示に関するQ&A

## 2-a.有報に添付する計算書類及び事業報告について

(問) 総会前開示を行う場合、有報に添付する計算書類、事業報告は株主総会への報告が済んでいないもので良いか。

(答) 有報の添付書類とされている会社法上の**計算書類及び事業報告**については、**株主総会に報告しようとする、又は、その承認を受けようとするもので問題ありません**(開示府令第17条第1項第1号ロ)。

## 2-b.決議が修正・否決された場合について

(問) 総会前に開示した有報に予定として記載した自己株式の取得又は剰余金の配当に関する事項について、株主総会決議後に変更が生じた場合、臨時報告書を提出する必要があるものと理解しているが、その他に決議する予定の事項について、会社が任意に有報に記載し、その内容に変更が生じた場合にも、同様に臨時報告書を提出する必要があるのか。

(答) 総会前に開示した有報に予定として記載した事項が、**株主総会で否決・修正された場合は、その旨及びその内容**について記載した**臨時報告書**(開示府令第19条第2項第9号の3)**の提出が必要**です。また、会社が**任意に有報に記載した事項についても、同様に臨時報告書の提出が必要**です(いずれの場合でも、有報の訂正は求められない)。

なお、当該臨時報告書については、株主総会で決議事項が決議された場合に提出する臨時報告書(同項第9号の2)で開示すべき事項とともに、一つの報告書に記載して提出することも可能です。

# 総会前開示に関するQ&A

## 2-c. 役員の変動に関する開示について

(問) 有報を総会前に開示する場合であって、定時株主総会又はその直後に開催される取締役会において、役員の変動について決議された場合、どのような開示手続が必要か。

(答) 有報を総会前に開示する場合であって、定時株主総会又はその直後に開催される取締役会を経て役員の変動が生じた場合の手続は、以下のとおりです。

- **臨時報告書の提出**(開示府令第19条第2項第9号(代表取締役の変動))
- "                  (同項第9号の2(株主総会における決議))

(※)各臨時報告書で開示すべき事項を一つの報告書に記載して提出することも可能です。

- **半期報告書の「役員の変況」の開示**

(問) 決議する予定の役員の変動について、総会前に開示する有報に任意に記載した場合、上記の開示手続は不要か。

(答) 決議する予定の役員の変動について総会前に開示する有報に**任意に記載した場合**であって、その者が**予定通り選任された場合**には、**代表取締役の変動に係る臨時報告書の提出及び半期報告書の「役員の変況」の開示は不要**と考えられます。

なお、決議する予定の役員の変動について任意に記載する場合であっても、**有報提出日時点の役員の変況は記載する必要があります**。

# 総会前開示に関するQ&A

## 2-d.取締役会における有報の決議要否について

(問) 当社では、有報の開示を取締役会の決議事項としており、総会で選任された新経営陣で構成される総会直後の取締役会において決議の手続を行っているため、総会前開示を行う支障となっている。

(答) 有報の開示は取締役会の法定決議事項(会社法第362条第4項各号)ではありませんが、社内規程等により、有報の開示が取締役会における承認事項や報告事項となっていることが考えられます。この場合、有報が過事業年度の会社の経営に関する報告であることからすれば、総会後の体制における取締役会においてではなく、**過事業年度(総会前)の体制における取締役会において取り扱う**ことも考えられます。

なお、有報の開示に至る会社内での手続について具体的な法令上の制限はありませんので、各社の個別の事情に応じて、取締役会の書面決議(会社法第370条)とすることや、適切な取締役に権限を委任すること等も考えられます。

## 総会前開示に関するQ&A

### 2-e. 役員の業績連動給与の損金算入について

(問) 法人税法上、役員に対する業績連動給与を損金算入するためには、報酬委員会等で決定した業績連動給与の算定方法の内容を遅滞なく有報等で開示する必要がある。例えば、株主総会の直後に開催する報酬委員会で決定する予定の内容を総会前開示する有報に任意に記載することで、損金算入することはできるか。

(答) 法人税法第34条第1項第3号イ(3)の規定によると、業績連動給与を損金算入するための要件として、「業績連動給与の算定方法の内容が、報酬委員会の決定等の適正な手続の終了の日以後遅滞なく、有報に記載する等の方法により開示されていること」が定められているところ、**株主総会の直後に開催する報酬委員会で決定する予定の内容を総会前開示した有報に任意に記載しても、その内容が適正な手続の終了の日以後遅滞なく開示されていることにはならないため、損金算入することはできないと考えられます。**